

第10問

輸入(納税)申告(解答・P.414)

チェック欄

別紙1の仕入書及び下記事項により、ベトナムから水産物等を輸入する場合の輸入(納税)申告を輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄((a)~(e))に入力すべき品目番号を、関税率表の解釈に関する通則に従い、別冊の「実行関税率表」(抜粋)及び「EPA等タリフデータ」(抜粋)並びに別紙3の「NACCS用品目コード(輸入)」(抜粋)を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄((f)~(j))に入力すべき申告価格(関税定率法第4条から第4条の9まで(課税価格の計算方法)の規定により計算される課税価格に相当する価格)の額をマークしなさい。

記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の品目番号にとりまとめる。
- 2 品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるもの(上記1によりとりまとめたものを含む)がある場合には、その品目番号が異なるものであっても、輸入割当品目に該当する物品以外のものについては、これらに関税が有税である品目と無税である品目に分けて、それらを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸入申告事項登録画面に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。
 - (1)有税である品目については、上記2によりとりまとめる前の品目のうち関税率が最も高いもの(同一の関税率が適用される場合は申告価格(上記1によりとりまとめたもの)については、その合計額)が最も大きいもの)の品目番号とし、10桁目は「X」とする。
 - (2)無税である品目については、上記2によりとりまとめる前の品目のうち申告価格(上記1によりとりまとめたもの)については、その合計額)が最も大きいもの)の品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 一欄に一品目のみに係る品目番号を入力することとなる場合であって、当該一品目の申告価格が20万円以下であるときは、その品目番号の10桁目は「E」とする。
- 5 輸入申告事項登録画面に入力する品目番号欄((a)~(e))は、その品目番号ごとの申告価格(上記1及び2によりとりまとめたもの)については、その合計額)が大きいものから順に入力するものとする。
- 6 輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄((f)~(j))には、別紙1の仕入書に記載されている価格に、下記8から11までの費用が申告価格に算入すべきものである場合にはその額を加算した額(本邦通貨に換算した後の額)を入力することとする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 7 米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙4の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 8 輸入者(買手)は、輸出者(売手)との間で締結したFCA条件(輸出国の指定倉庫渡し条件)の契約に従って、輸出者から輸入貨物の引渡しを受けた後、当該貨物の輸出港における本船への船積みまでに要する費用としてUS\$1,800.00を支払う。また、本邦の輸入港までの海上運賃及び保険料として、US\$3,100.00を支払う。
- 9 船積予定船の到着が遅延したため、輸出港のターミナルにおいて一時的保管をすることとし、輸入者は、港湾ターミナル会社に対してその費用US\$265.00を支払う。
- 10 輸入者は、別紙1の仕入書に記載されている「Frozen Kakiage Tempura」及び「Frozen